核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める要望意見書

昨年１２月、第７１回国連総会の全体会合で、核兵器禁止条約について交渉する国連の会議を平成２９年に招集することを決定する決議（多国間核軍備撤廃交渉の前進）が賛成多数で採択され、交渉会議は今年３月と６、７月に国連本部で開かれます。

これは核兵器禁止条約の実現に向けた歴史的な動きです。核兵器禁止条約の交渉が開始されれば、生物毒素兵器や化学兵器など大量殺戮兵器が法的拘束力を持つ協定（条約）によって禁止されたように、最も残虐な兵器である核兵器を禁止し廃絶する道が開かれるからです。

ところが日本政府は、アメリカなど核保有国に同調して反対票を投じました。国際社会での合意にも、「核兵器のない世界」を求める国民・被爆者の願いにも、世界世論にも反するものです。

核兵器の廃絶は、人類の生存にかかわる緊急・死活の課題であり、それは「各国の軍備からの原子力兵器、大量破壊兵器の一掃」を決めた国連第一号決議からも、国際紛争の解決に武力の行使や武力による威嚇を禁じた日本国憲法に照らしても、さらには、人類で唯一国民が被爆の体験を持つ国の政府としても当然支持し、積極的に推進すべきものです。

よって、国においては、核兵器全面禁止に背を向ける態度を直ちに改め、３月からのニューヨークの国連本部で開催される交渉会議に参加し、核兵器禁止・廃絶を提起し、そのための条約実現に真剣に努力するよう強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２９年６月２３日

北海道余市郡余市町議会議長　中　井　寿　夫

【提出先】　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣